

捨印

平成 年（ル・ナ）第 号

取立（□完了）届

東京地方裁判所民事第21部 御中

平成 年 月 日

申立債権者 印

債権者

債務者

第三債務者

→上記事件の各当事者が複数いる場合、本取立てに対応する当事者を特定して記載してください。

1 上記当事者間の債権差押命令に基づき、債権者は第三債務者から次のとおり取り立てました。

- 平成 年 月 日 金 円
- 平成 年 月 日 金 円
- 平成 年 月 日 金 円

別紙取立一覧表のとおり →本書面と取立一覧表を左側2ヶ所でホチキス止めしてください。

2 なお、上記第三債務者について、

取立ては継続して行います。

差押債権額 円

取立累計額 円

残 額 円

差押債権額全額の取立てを完了しました。

差押債権額全額の取立ては完了していませんが、以降の取立ての予定はありません。
→取下げをご検討ください。

※ 該当する部分の□にチェックを入れてください。

※ 取立完了の場合（債権差押命令の各当事者が複数いる場合は、その全ての取立てが完了した場合）には、2の「□差押債権額全額の取立てを完了しました。」だけでなく、標題の「（□完了）」にもチェックを入れてください。

取立届，取立完了届について

1 取立届と取立完了届の違い

- ① **取立完了届は差押債権目録記載の金額**（以下「差押額」といいます。）**全額を回収した場合にのみ提出してください。一部でも残額があるときは取立届を提出してください。**

※ 債権差押命令の各当事者が複数いる場合は，その全ての取立てが完了した場合にのみ取立完了届を提出していただくこととなりますのでご注意ください。

- ② 取立てが複数回にわたり，最終的に差押額全額を回収できたときは，最後に取立完了届を提出していただくこととなります（後記3をご参照ください。なお，差押額全額の回収ができていない場合は，以降の取立ての予定がなかったとしても「取立完了」にはなりませんのでご注意ください。）。

なお，取立完了にならないと事件は終了しないので，**今回の命令に基づいて取立てができなかった金額について別途強制執行の申立てをするためには，今回の事件の取下書，債務名義等還付申請書を提出していただく必要があります。**

2 記載方法

- ① **印鑑は，申立書作成時のものと同一のものを必ず使用してください。**紛失した場合は，実印を使用し，印鑑証明書を添付してください。
- ② 当事者のうち，支店があるものについては支店名まで記載してください。
- ③ 取立てが多数回にわたる場合には，取立一覧表をご利用ください（取立（完了）届にホチキス止めしてください。）。また，差押債権が給料等の継続するものについては，その支払期を備考欄に記載してください。
- ④ 同じ事件で以前にも取立届を提出している場合，提出済みの取立届に記載した取立内容を1欄に記載していただく必要はありません。
- ⑤ 2欄の取立累計額，残額欄については，以前に取立届を提出している場合，提出済みの取立届に記載した取立金額も合わせて算出した金額を記載してください。
- ⑥ 取立届はファクシミリ送信も可能ですが，**取立完了届は原本を提出していただく必要がありますので郵送してください。**

3 例（債務者，第三債務者が1名ずつの場合）

- ① 預貯金の差押えで，差押額10万円，取立額5万円の場合
→ 取立届（5万円）を提出する（事件は終了しません。）。)
- ② ①の例で，取立額10万円の場合
→ 取立完了届（10万円）を提出する（事件終了となります。）。)
- ③ 給与等の差押えで，差押額45万円，1～4回目の取立額10万円，5回目（最後）の取立額5万円の場合
→ 1～4回目は取立届（10万円），5回目は取立完了届（5万円）を提出する。